

篠目中学校「けやきの会」会則

(名称及び事務局)

第一条 本会の名称は篠目中学校「けやきの会」と称し、事務局を篠目中学校内に置く。

(目的)

第二条 本会の目的は次の通りとする。

- 1 篠目中学校の生徒が健全に成長していくための活動を行う。
- 2 篠目中学校の教育環境を整備するための活動を行う。
- 3 会員相互の親睦を図る。

(活動方針)

- 第三条
- 1 本会は、非政治的、非宗教的、非営利的な団体として活動する。
 - 2 学校から本会に要請されたことの遂行、また各行事への協力をする。
 - 3 本会より学校へ提案したことがらについて学校の了解が得られたことがらについて遂行する。
 - 4 篠目中学校PTAと支援をし合い、ボランティア団体として活動する。

(会員)

第四条 本会の会員の資格は次の通りとする。

- 1 本会の目的に賛同する篠目中学校区の父母・教師であること。
- 2 本会の目的に賛同する成人であること。

(入退会)

第五条 本会への入会又は退会は本人の自由意思とする。ただし、本会の会員として本会が管理する名簿に必要事項を登録することとし、名簿は学校および会員が持つことができる。

(役員)

第六条 本会には次の役員をおく。2名と記載のある役員は男女各1名が望ましい。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 会長（1名） | 会を代表する。学校との連絡・調整を行う。 |
| 副会長（2名） | 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 |
| 書記（2名） | 議事録などこの会の活動を記録・保管する。 |
| 会計（2名） | 会計事務を行う。 |

(任期)

第七条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。年度ごとに会員の中から互選する。

(顧問)

第八条 本会に顧問を置くことができる。

(活動年度)

第九条 本会の活動年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第十条 本会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項・申し合わせ事項は、役員会・全体会において定めることができる。下記に記載する全体会、役員会は各会の会員数の2/3以上の出席をもって成立するとする。ただし、委任状があった場合には出席数に含めるとする。

- 1 全体会 会長が必要に応じて召集する。
- 2 役員会 役員で構成し、必要に応じて開催する。

平成22年12月11日 制定